



人権週間 12 月 4 日～12 月 10 日

昭和 23 年(1948 年)12 月 10 日、国際連合第 3 回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、人権保障の目標や基準を初めて国際的にうたった画期的なものです。採択日である 12 月 10 日は、「人権デー(Human Rights Day)」と定められています。

法務省の人権擁護機関では、人権デーを最終日とする 1 週間を「人権週間」と定め、昭和 24 年(1949 年)から毎年、各関係機関及び団体とも協力して、全国的に人権啓発活動特に強化して行っています。

いじめや虐待、性被害等のこどもの人権問題、外国人やアイヌの人々、性的マイノリティ等に対する不当な差別や偏見、部落差別(同和問題)、ハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。

とりわけ、近年においては、インターネットを介した人権侵害が深刻化しているほか、旧優生保護法をめぐる問題を含めた障害のある人の人権問題が関心を集めるなど、人権教育及び人権啓発に関する施策が果たすべき役割はますます大きくなっています。

これからの問題の解決には、私たち一人ひとりが様々な人権問題を、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて、認識を深めることが不可欠です。

法務省 HP より

人権尊重都市鳥取市の実現をめざして

めざす社会

鳥取市に、暮らし、働き、学び、集うすべての人の人権が尊重される社会

基本理念と基本的施策

一人ひとりの人権が大切にされ、互いの人権を尊重し、誰もが自分らしく暮らすことのできる地域共生のまちづくり

※人権福祉センターでは、市民の皆様に向けた講座や無料のカウンセリング・弁護士相談を行っています。
詳しくは、裏面の案内もご覧ください。

鳥取市中央人権福祉センター
幸町 1 5 1 (鳥取市人権交流プラザ内)
TEL : 0857-24-8241
FAX : 0857-24-8067



一緒に簡単な運動しましょう♪(‘ω’♪)

すっきり体操

(大郷会館)

11月10日(月)

講師: Fitness Ja-んぐる

三澤 絵里 さん



楽チエア体操

(温泉会館一ノ湯)

11月19日(水)

講師: Fitness Ja-んぐる

谷口 尚子さん



無料相談

12月 人権・生活相談日程

カウンセラー相談

【開催日】12月9日(火)・23日(火)

【時 間】①15:00~15:50

②16:00~16:50

【定 員】各回 1人



夜間弁護士相談

【開催日】12月18日(木)

【時 間】①18:30~19:00

②19:15~19:45 ③20:00~20:30

【定 員】各回 1人

ひとりで悩まないで ご相談ください ~大切なのは、誰かに話すことです~



12月 事業 予定 / 内 容

開 催 日 ・ 場 所

すっきり体操	ストレッチ & ヨガ	12/1(月)	大郷会館
楽チエア体操	健康づくり体操	12/17(水)	一ノ湯

分館の事業は申し込み不要、無料で参加できます。お気軽にご参加ください。

【お申込み・お問合せ】鳥取市中央人権福祉センター 鳥取市幸町 151 電話 24-8241

【より親しんでいただける広報紙へ！】アンケート 受付 中！

人権福祉センターの広報紙を読んでいただきありがとうございます。

アンケートにお答えいただけたら幸いです。回答はこちらをアクセス

